

事 務 連 絡  
令 和 2 年 9 月 4 日

日本行政書士会連合会 ご担当者様

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い

平素より、土地関係施策の円滑な執行に御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、10月を土地月間と定めて各種の広報活動を行っており、不動産・建設経済局土地政策課においても、同制度に関するポスター及びリーフレットを作成し、普及・啓発活動を行っているところでございます。

つきましては、当課で作成しましたポスター及びリーフレットを送付いたしますので、国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、同制度については、国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html)) に掲載しております。このページでは、送付しましたポスター・リーフレットのダウンロードも可能となっておりますので、ご活用いただければ幸いです。

また、各都道府県行政書士会に対しても同様のポスター及びリーフレットを送付していることを申し添えます。

担当：国土交通省不動産・建設経済局  
土地政策課 押田  
TEL：03-5253-8111（内30-434）  
03-5253-8376（直通）  
FAX：03-5253-1558  
E-mail：[oshida-m25q@mlit.go.jp](mailto:oshida-m25q@mlit.go.jp)



一定面積以上の土地取引には  
国土利用計画法に基づく

# 届出が 必要です!

- 届出期限は、契約締結日を含めて **2週間以内** です。
- 届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市長に対して行います。
- 届出がなされた土地について **利用目的の審査** が行われます。
- 届出をしなかった場合は、**罰せられます**。

詳しくは土地の所在地の都道府県または政令市にお問い合わせ下さい。

▼都市計画区域外



▼市街化区域



▼市街化区域以外の都市計画区域



国土交通省